

立川市医療機関等物価高騰支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けながらも、地域医療の安定的な供給に取り組み続けている市内の医療機関等に対して、立川市医療機関等物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、事業に係る経済的負担の軽減を図り、もって医療機関等の安定的な事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療機関等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関（以下「保健医療機関」という。）である医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）
- (2) 保険医療機関である医療法第1条の5第2項に規定する医科又は歯科の診療所（以下「医科診療所又は歯科診療所」という。）
- (3) 健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局（以下「薬局」という。）
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2に規定する施術所（はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付け保発0612第2号）の定めるところにより地方厚生（支）局長及び東京都知事から承諾の通知を受けた施設に限る。）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条に規定する施術所（柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について（平成30年12月10日付け保発1210第1号）の定めるところにより地方厚生（支）局長及び東京都知事から承諾の通知を受けた施設に限る。以下これらを「施術所」という。）
- (5) 医療法第2条に規定する助産所（以下「助産所」という。）

(支給対象)

第3条 給付金の支給対象は、令和5年11月1日時点で立川市内に所在する医療機関等とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付金の申請日時点において、医療機関等の実施する事業が休止又は廃止されているときは、支給対象としない。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1事業所につき別表に定める区分ごとに、同表に定める額とする。

2 給付金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(給付金の申請及び申請期限)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医療機関等物価高騰支援給付金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に支給対象者であることが確認できる書類を添えて申請するものとする。

2 給付金の申請期限は、令和6年2月29日までとする。

(支給決定等)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、医療機関等物価高騰支援給付金支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(申請書の不備等)

第7条 第5条の規定による申請があった場合において、申請書の不備による給付金の支給不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったその他申請者の責に帰すべき事由により、令和6年3月31日までに支給ができなかったときは、申請は取下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し及び返還)

第8条 交付決定を受けた医療機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	給付額
病院	50万円
医科診療所又は歯科診療所	10万円
薬局、施術所又は助産所	5万円